

外国人を雇用しようとする事業主への援助
～相談センターの設置～
(国家戦略特別区域法第37条の3 平成29年9月22日施行)

特例措置前

○在留資格の制度運用については、基準が不明確・裁量的との指摘がある。



ニーズ

○産業の国際競争力を強化するため、専門的な能力を有する外国人材を活用したいとのニーズは強い。



特例措置

○特区内に「外国人雇用相談センター」を設け、専門の弁護士・行政書士などを配置し、外国人材を受けようとする企業等に対し入国管理制度に関する各種相談や情報提供等を行う。



効果

○地域における専門性や技能を有する外国人材の就業を促進。